

令和 5年 6月 5日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 大坪 正幸

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)
【1】 指定管理において画期的とされる見附方式の検証と課題について
答弁を求める者 市長
<p>見附市では現在10施設で指定管理者制度を導入している(資料1, 2)。見附市図書館、見附市文化ホールアルカディア、勤労者家庭支援施設ふぁみりあ、大平森林公園、見附市総合体育施設・見附運動公園、道の駅パティオにいがた(以下パティオ)、みつけ市民ギャラリー、見附市コミュニティ銭湯(以下ほっとびあ)、見附市立へき地保育所、みつけイングリッシュガーデン飲食物品販売施設(以下メグカフェ)である。</p> <p>そのうち3施設の指定管理者については、パティオは新潟市の(株)豊栄わくわく広場、ほっとびあは長野市の(株)本久、メグカフェでは燕市のFFFFFun株式会社が指定管理を担っている。3施設においては指定管理者が売上の中から経費を賄い、損失が出た場合でも市は補填せず、利益が出た場合には利益の半分を見附市に納入する「見附方式」で運営がなされている。市によれば全国でも他に例を見ない画期的な指定管理の運営方式であると、議会及び市民に説明がなされてきた。</p> <p>パティオは2013年8月、ほっとびあは2016年8月、メグカフェは2018年4月に開業した。見附方式により当初の目的、目標通りに地域の活性化に寄与し、順調に利益が納入され、将来の修繕積立の原資が納められてきたのかどうか、検証が必要な時期を迎えているのではないか。</p> <p>以下、何点かお尋ねする。</p>

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



- 1 3施設で見附方式を導入することになった理由と具体的な目標を伺う。
- 2 パティオ、ほっとびあ、メグカフェのそれぞれの開業以来の年度ごとの実績を伺う。
 - (1) 入場者数
 - (2) 収入、支出、利益、市への納入額
 - (3) 市への現在までの利益の納入額の累計

パティオ 納入額累計 万円

パティオ	2013	2014	2015	2016	2017
入場者数	千人	千人	千人	千人	千人
売上	万円	万円	万円	万円	万円
支出	万円	万円	万円	万円	万円
利益	万円	万円	万円	万円	万円
納入額	万円	万円	万円	万円	万円

パティオ	2018	2019	2020	2021	2022
入場者数	千人	千人	千人	千人	千人
売上	万円	万円	万円	万円	万円
支出	万円	万円	万円	万円	万円
利益	万円	万円	万円	万円	万円
納入額	万円	万円	万円	万円	万円

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

ほっとぴあ 納入額累計		万円			
ほっとぴあ	2016	2017	2018	2019	2020
入場者数	千人	千人	千人	千人	千人
売上	万円	万円	万円	万円	万円
支出	万円	万円	万円	万円	万円
利益	万円	万円	万円	万円	万円
納入額	万円	万円	万円	万円	万円

ほっとぴあ	2021	2022			
入場者数	千人	千人			
売上	万円	万円			
支出	万円	万円			
利益	万円	万円			
納入額	万円	万円			

メグカフェ 納入額累計		万円			
メグカフェ	2018	2019	2020	2021	2022
入場者数	千人	千人	千人	千人	千人
売上	万円	万円	万円	万円	万円
支出	万円	万円	万円	万円	万円
利益	万円	万円	万円	万円	万円
納入額	万円	万円	万円	万円	万円

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- 3 それぞれの施設の総事業費、施設の建設費はいくらか、そのうち国からの補助金を除く市の実質的な負担分はいくらか。

百万円単位

	総事業費	建設費	市の負担分
パティオ	百万円	百万円	百万円
ほっとぴあ	百万円	百万円	百万円
メグカフェ	百万円	百万円	百万円

- 4 指定管理者との契約において、建物の修繕・改修費用、冷暖房、ボイラー、厨房の設備等の入替の費用負担についてはどのような取り決めか。

- 5 それぞれの建物の耐用年数と仮に企業会計の規準に当てはめて減価償却するとしたら定額法での毎年の減価償却費を伺う。

百万円単位

	耐用年数	減価償却費(定額法)
パティオ	年	百万円
ほっとぴあ	年	百万円
メグカフェ	年	百万円

- 6 民間事業者は経営理念・目的に基づき、日々の企業活動を通じて新たな価値を生み出し需要にこたえるべく日夜努力されている。見附方式の指定管理者は民間事業者であるが、指定管理者として地域社会、地域経済の活性化に貢献して頂いていることに敬意を表したい。

一方で、見附方式がしっかりと機能してきたのかどうか。計画時の目的、目標の達成度と、もし個別の課題、或いは共通の課題があるとすれば何か。課題解決のためにはどのような方策を講じる必要があるのか、市の見解を伺う。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

【2】 ChatGPT 等の対話型 AI 利活用に向けた市の取組について

答弁を求める者 市長

ChatGPT に代表される対話型 AI は日進月歩で進化しており、利活用に関してはマスコミ、インターネット等のメディアで様々な議論が行われている。対話型 AI とは、コンピュータが人間と自動で会話することを目的として作られた人工知能のことであり、情報の正確性や個人情報保護への懸念もあるが、デメリットを踏まえた上で有効に活用する方向に向かっているのではないかと。地方紙によれば、本年 5 月の定例記者会見において稲田市長は一部の部署で試験的に導入を始め、7 月の本格運用に向け運用指針をまとめるとのことである。

「地方自治体が ChatGPT を使うメリットと注意点は何か？」という質問を ChatGPT に投げかけたところ次のような回答があった。(以下引用)

「地方自治体が ChatGPT を活用するメリットは、以下の点です。

- 1, 迅速な対応: ChatGPT はリアルタイムでの質問応答を可能にするため、住民からの問い合わせや要望に迅速に対応できます。自治体のサポート担当者が手軽に利用できるため、業務効率を向上させることができます。
- 2, コスト削減: ChatGPT を活用することで、自治体は人的リソースを削減できます。例えば、大量の同じ質問に対して繰り返し答える必要がなくなり、スタッフはより重要な業務に集中することができます。
- 3, サービス向上: ChatGPT を使うことで、住民が 24 時間 365 日利用できる対話型のサービスを提供することができます。住民は自分の都合に合わせて問い合わせができ、自治体のサービスがより利便性の高いものとなります。

一方、注意点は以下の点です。

1, 適切なトレーニング: ChatGPT は適切なトレーニングデータに基づいていますが、時折誤った情報を提供することがあります。自治体は ChatGPT をトレーニングする際に注意深く監視し、誤った情報を修正することが重要です。

2, プライバシーとセキュリティ: 住民が ChatGPT を利用する際には、個人情報や機密情報が関与する可能性があります。自治体はプライバシーとセキュリティに十分な配慮をし、情報漏洩や悪用のリスクを最小限に抑える必要があります。

3, 人間との連携: ChatGPT はあくまでツールであり、完全に自律的な判断を下すことはできません。特に重要な問い合わせや複雑な業務については、ChatGPT と自治体のスタッフとの連携が重要です。適切なトレーニングとガイダンスを提供することが必要です。

以上が地方自治体が ChatGPT を使うメリットと注意点です。適切に活用することで、住民サービスの向上と業務効率化に貢献することが期待できます」

(以上引用終わり)

以下、お尋ねする。

- 1 見附市が対話型 AI を業務の中で活用する際には、ChatGPT だけではなく Microsoft、Google をはじめ様々な対話型 AI サービスが利用できる。有料、無料も含めて具体的にはどのサービスの利用を予定しているのか。また、運用に当たりいかなる課題があり、課題解決のためには何が必要か。
- 2 学校教育における利活用と児童、生徒への影響について、市の見解と今後の方針を伺う。
- 3 業務の効率化により新たな行政サービスの創出や経費の縮減も期待できるが、一方で不安を感じている市民もいらっしゃるのではないか。市民説明の必要性と今後の行程表を伺う。

指定管理者導入施設一覧

(2023年4月1日更新)

現在、下記の施設について指定管理者制度を導入しています。

見附市図書館

指定管理者：NPO法人見附地域情報研究会
指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
所管課：まちづくり課生涯学習係

見附市文化ホール アルカディア

指定管理者：アルカディア事業体
指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
所管課：まちづくり課文化係

勤労者家庭支援施設ふぁみりあ

指定管理者：NPO法人生き生き企画
指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日
所管課：まちづくり課市民活動係

大平森林公園

指定管理者：(株)笹原建設
指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日
所管課：建設課公園緑花係

見附市総合体育施設 見附運動公園

指定管理者：見附市スポーツ協会・ミズノグループ
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日
所管課：まちづくり課スポーツ係

道の駅パティオにいがた

指定管理者：(株)豊栄わくわく広場
指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
所管課：農林創生課農政振興係

みつけ市民ギャラリー

指定管理者：(株)新潟ビルサービス



指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日
所管課：まちづくり課文化係

見附市コミュニティ銭湯

指定管理者：(株)本久
指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
所管課：地域経済課商工労働係

見附市立へき地保育所

指定管理者：社会福祉法人 見附市社会福祉協議会・社会福祉法人
人と緑の大地 共同体
指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日
所管課：こども課保育児童クラブ係

みつけイングリッシュガーデン飲食物品販売施設

指定管理者：FFFFFun株式会社
指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
所管課：建設課公園緑花係

お問い合わせ先

総務課 管財係 所在地/〒954-8686見附市昭和町2丁目1番1号
電話番号/0258-62-1700 (内線326) FAX/0258-63-1006 E-mail/
soumu@city.mitsuke.niigata.jp